

(別表 1) 業務分担区分

項 目	業 務 内 容	村	受託者
事業全般	事業運営の総括		○
	各関係機関との連絡調整		○
	保護者への対応		○
	上記の確認	○	
指導計画等の作成	出欠席簿や指導日誌の記録		○
	年間及び月間指導計画の作成		○
	上記の確認	○	
利用申請等の手続き	新規募集案内の作成	○	
	新規募集案内の配布	○	
	利用申請書の受理	○	
	利用申請書の審査	○	
	利用決定の通知	○	
	利用申込取下げ及び利用辞退届の受理	○	
	利用者説明会の実施及び進行・資料の作成	○	○
	上記の確認	○	
負担金の徴収等	納入通知書の作成	○	
	納入通知書の配布	○	
	負担金の徴収・収納管理	○	
	負担金の督促（未納通知）及び滞納整理	○	
	負担金の減免措置	○	
	上記の確認	○	
活動用品、消耗品の購入等	活動費の徴収		○
	活動費の収納管理		○
	活動用品、消耗品の発注		○
	活動用品、消耗品の荷受けと検収		○
	活動用品、消耗品代金の支払い		○
	上記の確認	○	
支援員等の採用・労務管理	支援員等の募集採用及び配置		○
	支援員等の出退勤管理（勤務表の作成）		○
	支援員等の給与等の支払い		○
	支援員等の資質向上のための研修実施		○
	支援員等の職場環境の整備（健康管理）		○

	支援員等に関する管理全般		○
	上記の確認	○	
安全管理・施設管理	児童の安全管理		○
	施設内の安全管理		○
	施設内外の清掃		○
	施設・設備の管理及び点検		○
	貸与物品（机、テレビ、ロッカー、I C T機器等）の管理及び点検		○
	施設・設備の修繕	○	
	上記の確認	○	
その他	業務に関わる研修等への参加		○
	各種イベントの企画・運営		○
	「児童クラブだより」等保護者宛て文書の作成・配布		○
	調整会議（定例会）の開催		○
	利用者アンケートの実施及び集計分析		○
	事故等発生時の対応		○
	要望・苦情の処理及び記録の作成・報告		○
	特別な支援が必要な児童への対応		○
	上記の確認・協力・指示	○	

(別表2) 費用分担区分

項 目	業 務 内 容	村	受託者
報酬費	各種イベントに係る団体・講師等		○
消耗品費等	保育消耗品費（保育指導に必要な消耗品費等・施設管理用品）		○
	光熱水費（受託者に過失があるものを除く）	○	
	修繕費（1箇所につき3万円以上） ※児童の故意又は過失によって施設・設備等を破損した場合は、原則、その保護者に原状回復又は賠償を求めるものとする。	○	
	修繕費（1箇所につき3万円未満） ※児童の故意又は過失によって施設・設備等を破損した場合は、原則、その保護者に原状回復又は賠償を求めるものとする。	○	○
通信運搬費	郵便料（文書送付等）		○
	電話委託、インターネット通信料（施設固定分）	○	
	電話委託、インターネット通信料（別途契約する場合）		○
保険料	傷害保険（入所児童を対象）		○
	賠償責任保険		○
その他	指導員に係る経費（研修参加費等）		○
	施設・設備等の修繕で受託者に過失があるもの		○
	上記以外の施設、設備等の修繕、営繕	○	
	備品等の買換え、整備（2万円以上）	○	
	備品等の買換え、整備（2万円未満）	○	○
	施設警備に関する費用	○	

(別表3) リスク分担区分

項 目	業 務 内 容	村	受託者
包括的責任	施設設置等、所有者としての包括的責任 (管理瑕疵を除く)	○	
維持管理	施設管理、施設の修繕	○	
	施設の日常的な点検及び報告		○
	物品管理、清掃、安全衛生管理等		○
運営管理	運営全般(連絡調整、案内、警備、苦情対応等)		○
支援員の加配	特別な支援を必要とする子への支援員の加配		○
施設、設備、備品等の修繕	管理上の瑕疵に係る損害		○
	管理者に起因する業務の拡大、変更に伴う新規購入	○	
	上記以外のもの	○	
物価変動	物価変動による人件費、物品等経費の増		○
金利変動	金利の変動による経費の増		○
要望への対応	施設及び運営内容に対する利用者からの要望への対応等		○
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	自然災害、暴動その他の村又は受託者の責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
第三者への賠償	受託者としての注意を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	

セキュリティ	施設の管理・警備の不備によるもの		○
	情報の管理に関するもの		○
事業終了時の費用	運營業務委託の期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○